

## 議会運営委員会次第

平成28年5月31日（火）

午前10時開議

第3・4委員会室

- 1 平成28年第2回定例会の運営について
  - (1) 会期の決定について
  - (2) 議案の取り扱いについて
  - (3) 議事日程について
  - (4) 全国市議会議長会の表彰について
  - (5) 追加議案について
  - (6) 一般質問通告書について
  - (7) 陳情について
  - (8) 意見書の取り扱いについて
- 2 その他
  - (1) 流山市議会議員研修会について
  - (2) その他
- 3 本日の決定事項について

## 平成 28 年流山市議会第 2 回定例会会期日程表 (案)

平成 28 年 6 月 日提出

| 月   | 日    | 曜 日 | 内 容                                                                                                                     |
|-----|------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 月 | 2 日  | 木   | 本会議 午後 1 時開議<br>1 会議録署名議員の指名<br>2 会期の決定<br>3 議案第 42 号から議案第 53 号まで<br>報告第 2 号から報告第 10 号まで<br>(議案上程・提案理由説明及び報告)<br>4 休会の件 |
|     | 3 日  | 金   | 休会 (議案研究)                                                                                                               |
|     | 4 日  | 土   |                                                                                                                         |
|     | 5 日  | 日   |                                                                                                                         |
|     | 6 日  | 月   |                                                                                                                         |
|     | 7 日  | 火   | 本会議 午前 10 時開議<br>1 市政に関する一般質問                                                                                           |
|     | 8 日  | 水   | 本会議 午前 10 時開議<br>1 市政に関する一般質問                                                                                           |
|     | 9 日  | 木   | 本会議 午前 10 時開議<br>1 市政に関する一般質問                                                                                           |
|     | 10 日 | 金   | 本会議 午前 10 時開議<br>1 市政に関する一般質問<br>2 議案第 42 号から議案第 53 号まで<br>(質疑・委員会付託)<br>3 陳情の件<br>(委員会付託)<br>4 休会の件                    |
|     | 11 日 | 土   | 休会 (議案研究)                                                                                                               |
|     | 12 日 | 日   |                                                                                                                         |
|     | 13 日 | 月   | 休会 (総務常任委員会)                                                                                                            |
|     | 14 日 | 火   | 休会 (教育福祉常任委員会)                                                                                                          |
|     | 15 日 | 水   | 休会 (市民経済常任委員会)                                                                                                          |
|     | 16 日 | 木   | 休会 (都市建設常任委員会)                                                                                                          |
|     | 17 日 | 金   | 休会                                                                                                                      |
|     | 18 日 | 土   | 休会 (総合調整)                                                                                                               |
|     | 19 日 | 日   |                                                                                                                         |
|     | 20 日 | 月   | 休会 (総合調整)                                                                                                               |
|     | 21 日 | 火   |                                                                                                                         |
|     | 22 日 | 水   | 本会議 午後 1 時開議<br>1 議案・陳情<br>(委員長報告・質疑・討論・採決)<br>2 発議上程<br>(議案上程・提案理由説明・質疑・討論・採決)<br>3 所管事務の継続調査について                      |

## 平成28年流山市議会第2回定例会議案付託表

平成28年6月 日提出

| 付託委員会名 | 議案番号   | 件名                                                                                |
|--------|--------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 総務委員   | 議案第42号 | 平成28年度流山市一般会計補正予算(第1号)                                                            |
|        | 議案第43号 | 流山市名誉市民条例の制定について                                                                  |
|        | 議案第44号 | 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
|        | 議案第45号 | 専決処分の承認を求めることについて(流山市税条例等の一部を改正する条例)                                              |
|        | 議案第46号 | 専決処分の承認を求めることについて(流山市都市計画税条例の一部を改正する条例)                                           |
|        | 議案第47号 | 工事請負契約の締結について(流山市立小山小学校校舎増築工事(建築工事))                                              |
|        | 市民経済委員 | 議案第48号                                                                            |
| 都市建設委員 | 議案第49号 | 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について                                      |
|        | 議案第50号 | 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について                                                      |
|        | 議案第51号 | 市道路線の認定について                                                                       |
|        | 議案第52号 | 市道路線の廃止について                                                                       |
|        | 議案第53号 | 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について                                                   |

## 平成28年流山市議会第2回定例会日程表（第1号）

平成28年6月2日

午後1時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

- 第3 議案第42号 平成28年度流山市一般会計補正予算（第1号）  
議案第43号 流山市名誉市民条例の制定について  
議案第44号 流山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第45号 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）  
議案第46号 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）  
議案第47号 工事請負契約の締結について（流山市立小山小学校校舎増築工事（建築工事））  
議案第48号 流山市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第49号 流山市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第50号 流山市自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第51号 市道路線の認定について  
議案第52号 市道路線の廃止について  
議案第53号 松戸市ほか9市消防指令事務協議会規約の制定に関する協議について  
（議案上程・提案理由説明）

- 報告第 2 号 継続費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 3 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 4 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 報告第 6 号 事故繰越し繰越計算書について（土地区画整理事業特別会計）
- 報告第 7 号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 報告第 8 号 繰越計算書について（下水道事業会計）
- 報告第 9 号 専決処分の報告について
- 報告第 10号 専決処分の報告について  
（説 明）

第 4 休会の件

## 介護職員の賃金引上げを含めた処遇改善を求める意見書

川崎市の老人ホームでの転落死事件は、介護職の勤務のきつさや処遇が十分ではないことにも注目が集まった。

厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、介護職の平均賃金は、すべての産業の平均より約9万円低い月約21万円となっている。将来の生活への不安から就職を避けたり、辞めたりするケースも多い。

そこで厚生労働省は、2009年度から3年間、介護職員の賃金アップ分に交付金を充てた。交付金廃止後も、介護報酬改定で介護保険を財源に、賃金アップ分を上乗せし、2015年度の報酬改定でも月1万2千円分上乗せしてきた。

しかしながら、上乗せ分を受け取るには事業者が一定の要件を満たす必要があり、実際に引き上げている事業者は全体の7割ほどにとどまるなど課題を残した。

そこで政府に対し、介護職員の賃金引上げを含めた処遇改善に力を入れることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
財務大臣 様

千葉県流山市議会

## 長時間労働等の是正に向けた関係法令の制定を求める意見書

日本では、ヨーロッパと違い、労働基準法で残業時間の上限を定めておらず、多くの職場で長時間労働が広がり、サービス残業にいたるケースも少なくない。

終身雇用制がくずれ、非正規雇用が拡大し、就職活動の厳しさが増す中、労働環境の是正を雇用主任せにすることにも限界がある。

そこで政府に対し、働く者の生活と健康の保持、安定した雇用の拡大をめざし、下記の項目について、早期に着手するよう強く求める。

## 記

- 1 労働時間の延長については、残業の上限を法律で規制すること。また、次の勤務までに連続休息时间（勤務間インターバル）を保障するなど、労働者の健康や仕事と生活の調和が守られるものになるよう制度を構築すること。
- 2 裁量労働制の導入にあたっては、会社にいた時間などを使用者が把握・記録し、省令で定める時間を超えない仕組みとすること。
- 3 使用者に、事業場ごとに「労働時間管理簿」を作成し、労働者ごとに始業・就業時刻と労働時間を記入する義務を課す制度を創設すること。
- 4 厚生労働大臣は、関係法令等に違反した者の名や違反行為内容を公表するなど、自粛と抑制をうながすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
経済産業大臣 様  
法務大臣 様  
内閣官房長官 様

千葉県流山市議会

## すべてのひとり親世帯に光をあてる支援を求める意見書

ひとり親世帯の貧困率は、54.6%にもものぼりOECD34か国で最悪となるもとの、児童扶養手当受給率は、母子世帯73.2%、父子世帯45.9%にもものぼり、児童扶養手当は、ひとり親世帯の「命綱」といえる。

そこで国会では、ひとり親世帯に支給する児童扶養手当について、第2子以降の加算額を増額する改正児童扶養手当法が本年5月2日の参議院本会議で、全会一致で可決、成立し、改善を図った。さらに、参議院厚生労働委員会での附帯決議では、児童扶養手当の隔月支給や給付型奨学金の創設や授業料減免措置の充実などが盛り込まれ、衆議院での決議内容から大幅に拡充された。

ひとり親世帯を取り巻く環境は、母子世帯の母の就業率は、80.6%で世界でも最上位であるが、正規雇用は39.4%のみで多くの母はワーキングプアといえる。また、本市におけるひとり親家庭のうち、法改正の対象外、つまり児童扶養手当が増額されない子ども一人のひとり親世帯は6割を占めており、今回の制度改善にとどめず、ひとり親世帯が抱える様々な困難へのサポートが欠かせない。

そこで政府に対し、全会一致となった参議院厚生労働委員会での附帯決議を早期に具現化するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
厚生労働大臣 様  
文部科学大臣 様  
財務大臣 様

千葉県流山市議会

## 介護保険制度における軽度者への福祉用具貸与及び住宅改修の継続を求める意見書

平成27年6月、「経済財政運営と改革の基本方針2015」（骨太方針）が閣議決定された。この方針には、社会保障分野の歳出を重点的に削減するため、次期介護保険制度改革に向けて、「軽度者に対する生活援助サービス・福祉用具貸与等やその他の給付について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含め検討を行う」ことが盛り込まれている。また、財政制度等審議会の財政制度分科会においては、軽度者に対する福祉用具貸与及び住宅改修について、原則として自己負担する制度への切替えが提案されているところである。

しかしながら、現行の介護保険制度による福祉用具のサービスは、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、適正に利用されている。これによって、高齢者自身の自立意欲を高め、介護者の負担軽減を図るという極めて重要な役割を果たしている。

仮に、福祉用具貸与や住宅改修の利用が原則として自己負担することになれば、手すり、歩行器等の利用が減り、転倒、骨折などが発生しやすくなり、介護度の重度化を招くことで訪問介護等の人的サービスの利用が増大することになりかねない。このことは、保険給付の抑制という目的に反して、かえって保険給付の増大を招き、介護人材の不足に拍車をかけることにもなりかねない。

よって、本市議会は、今後の超高齢社会に向けて、軽度者向けの福祉用具貸与及び住宅改修の利用については、現行どおり介護保険の保険給付の対象として継続することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
財務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
内閣府特命担当大臣 様  
(社会保障・税一体改革担当)

千葉県流山市議会

## 九州電力川内原発の即時運転停止、伊方原発の再稼働延期を求める意見書

2016年4月に発生した熊本地震は、布田川断層帯で発生し、その後、北東側や南西側の断層帯へと震源地が広がった。観測史上初めて震度7を連発し、震源域は100キロを超えて広がるなど、極めて活発で異例づくしの推移をたどっている。また内陸型地震としては最多ペースで余震回数を更新している。しかもこの断層は、日本最大級といわれる『中央構造線断層帯』の延長線にあたることから、現在動いている断層帯の延長部に活動が広がる可能性を言及する専門家もいる。そんな中で、現在稼働している九州電力川内原発は、今回震源地の一つとなった日奈久(ひなく)断層の延長線に位置している。

熊本地震の最大加速は益城町で1580ガルであったが、川内原発の基準地震動は620ガル、伊方原発の基準地震動は650ガルといわれている。熊本地震レベルのものが川内原発近くで発生した場合、避難する主要手段の一つである九州自動車道が全面復旧していない今、大事故・大惨事へと結びかねない。さらには、立ち入り禁止区域の設定、子どもの健康調査、集団避難など復旧・復興への取り組みが長期間、広域にわたり制限されかねない。

よって、川内原発の即時運転停止、伊方原発の再稼働延期を政府に要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
経済産業大臣 様  
鹿児島県知事 様

千葉県流山市議会

## 性暴力被害者への支援強化を求める意見書

警察庁の報告によると強姦と強制わいせつの認知件数は、2005年1万2500件余のピーク時と比較すれば減っているものの、2015年には8600件余も起きている。性被害者の方は、命を奪われたり、けがをしたり、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害だけではなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、身体の不調、妊娠の心配、医療費の負担、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道による精神的被害など、被害後生じる様々な問題に苦しめられる。それらのことを想定し、誰にも打ち明けられず自殺に追い込まれる事例もある。

政府は、必要な支援機関の紹介や連絡、被害者の負担を減らすことを目的に相談窓口『ワンストップ支援センター』や各都道府県警察による「性犯罪被害110番」を設置し、成果をあげている。しかし、支援センターは全国で27カ所しか整備できておらず、性犯罪の多くが発生する時間帯での開所が不十分である。そこで、下記の点について政府に求める。

## 記

- 1 性被害者における支援等を定める法律を整備し、支援体制強化に向けた予算措置を図ること。
- 2 国や都道府県に対する（仮称）被害者支援計画を策定し、継続的な支援につなげること。
- 3 『ワンストップ支援センター』を少なくとも各県1カ所に設置すること。
- 4 当事者や専門的に支援している民間団体も含め性暴力被害者の実態に合った支援をするための連絡会議等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
法務大臣 様  
厚生労働大臣 様  
国家公安委員長 様  
一億総活躍担当大臣 様  
内閣官房長官 様

千葉県流山市議会

## 被災者の生活再建を支援する制度改正を求める意見書

今年4月、阪神・淡路大震災級のM7.3を示した熊本地震は、体を感じる余震だけでも1000回を大幅に超え、被害住宅も9万棟を越す大きな傷跡を残した。また東日本大震災から5年たった今でも、17万4000人もの被災者が、プレハブの仮設住宅などで不自由な避難生活を強いられ、震災関連死が3400人となっている。

一日も早い復旧・復興には、被災者の生活や生業の再建が欠かせない。そこで政府に対し、下記の点について取り組むよう求める。

## 記

- 1 被災者生活支援法の支給金額を引き上げること。
- 2 被災者生活再建支援法人に対する国庫補助の割合を引き上げること。
- 3 支給対象世帯を半壊世帯等にも拡充できるよう弾力化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2016年 月 日

衆議院議長 様  
参議院議長 様  
内閣総理大臣 様  
内閣府特命担当大臣 様  
(防災担当)  
総務大臣 様  
財務大臣 様

千葉県流山市議会